

令和7年度 第3回静岡県森の力再生事業評価委員会 会議録

日 時	令和8年2月10日（火）午前10時から正午
場 所	静岡県産業経済会館特別会議室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員（敬称略・50音順） 恒友仁（委員長）、榎本正明（委員長代理）、浅見佳世、井上隆夫、木村美穂、倉田明紀、増井昇、八重樫隆子（8人） ○ 事務局（県側出席者） 浅井農林水産統括部長、中山森林・林業局長、深江森林計画課長 他
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 挨拶 3 議 事 議事① 令和4年度整備箇所及び経過観察箇所の下層植生回復等の状況 議事② 検証・評価結果及び提言（案） 4 そ の 他 5 閉 会
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次第、出席者名簿、座席表 ○ 配布資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料1：令和4年度整備箇所及び経過観察箇所の下層植生回復等の状況 ・ 資料2：検証・評価結果及び提言（案）

令和7年度第3回静岡県森の力再生事業評価委員会 会議録

日時：令和8年2月10日（火）10時～正午

場所：静岡県産業経済会館特別会議室

（産業政策課櫻井課長）

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第3回静岡県森の力再生事業評価委員会を開催いたします。

本日、司会を務めます産業政策課の櫻井です。

よろしく願いいたします。

それでは着座にて失礼いたします。

本日の委員会資料はお手元のタブレットで御覧いただきます。

委員会の開催にあたりまして、静岡県経済産業部農林水産統括部長から御挨拶申し上げます。

（浅井農林水産統括部長）

皆様、おはようございます。

農林水産統括部長の浅井でございます。

本日は御多用の中、令和7年度第3回静岡県森の力再生事業評価委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

森の力再生事業につきましては、本年度末をもって10箇年の第2期計画期間が終了することになります。

概ね計画通り進捗をしております、目標の実施面積を確保できる見込みでございます。

一方で、新たな荒廃森林が確認されたということで、来年度以降の対応につきましては、昨年、県民の皆様へ御意見を伺ったところでございます。

具体的には、県内34箇所のタウンミーティング、それから計3回の8500人の県民を対象としたアンケート調査、それから全ての市や町、県内68の経済団体への個別訪問など様々な角度から県民の皆様へ丁寧に御意見を伺ってきたところでございます。

その結果、現在実施しています事業の成果について、評価をいただくとともに、引き続き、もりづくり県民税を御負担いただく中で、県が森の力再生事業を継続すべきということについて、非常に多数の方に賛同をいただいたところでございます。

こういった状況を踏まえまして、県議会の12月定例会において、事業の財源となるもりづくり県民税を5年間延長するというところについて、御承認をいただいたところでございます。

このように県民の皆様、それから県議会から御理解をいただいたことは、委員の皆様にも毎年度、評価委員会の場で事業に対する評価や提言の他、貴重な御意見をいただき、また、現場まで足を運んでいただき、しっかりと現地を見ていただいたということで、私どもとしても事業の適正化に努めてまいりました。

以上のことから、昨年、県民の皆様からもりづくり県民税の延長について御理解をいただいたのではないかと考えております。

私達もそういった視点を忘れずに事業を進めていく必要があるということを改めて肝に命じた次第です。

この件に関しましては、本当に感謝を申し上げます。

ありがとうございました。

さて、本日の委員会では、令和4年度の整備箇所および経過観察箇所の下層植生回復状況と今日の主な議題であります検証・評価結果及び提言案について御審議いただきます。

これまでの取り組みに対する評価、それから次期計画の実施に向けての大変貴重な御意見をいただきたく場と承知しておりますので、今日は長時間の審議になりますが、ぜひよろしくお願い申し上げます。

(産業政策課櫻井課長)

それでは、議事に入る前に本日の委員会の成立要件について御報告します。

本日は、委員10人中8人の御出席をいただいております。

森の力再生事業評価委員会設置要綱第5条第2項の規定に照らし、出席者は委員の過半数を超えていますので、本委員会は成立していることを報告します。

評価委員会では、同設置要綱第2条の規定のとおり、事業の施行状況や事業の効果について、検証・評価いただくとともに、事業に関する提言の取りまとめが所掌事項となりますのでお願いいたします。

また、本委員会の議事内容は、県で定める情報提供の推進に関する要綱に基づき、公開対象となっています。

議事内容につきましては、録音し、議事録を作成します。

議事録は、後日、皆様に御確認いただいた上で、県のホームページなどで公開します。

あらかじめ御了承願います。

続きまして、本日の内容について、御説明します。

お手元の次第を御覧下さい。

議事の1つ目は、議事①令和4年度整備箇所及び経過観察箇所の下層植生回復等の状況です。令和4年度に整備した箇所を中心に、森の力再生状況を調査した結果について、事務局から説明しますので、御審議をお願いします。

次に、議事②検証・評価結果及び提言案です。

森の力再生事業について、検証・評価結果及び来年度の事業実施に向けての提言について、御審議いただき、取りまとめをお願いします。

それでは、今後の進行については、恒友委員長をお願いします。

(恒友委員長)

はい、恒友でございます。

改めまして、おはようございます。

今日は、よろしくをお願いします。

2ヵ月前になりますが、12月5日に現地調査を実施しました。

参加された皆様、お疲れ様でした。

実際に足を運んで現地を確認すると本事業の意義や現場を体感できたということで、非常に良い機会だったかなと思います。

また今回、参加の叶わなかった委員の皆様には、この評価委員会のみならず、事務局が中心になるかと思えますけれども、詳細な情報を共有していきたいと思えます。

今後、委員全員で詳細の情報を共有し、より良い事業の推進に役立てていければと思います。先ほど部長からお話ありましたけれども、この事業は今年度で第2期が終了し、第3期計画に入る重要な節目になってきます。

今日も第3期計画に向けた提言書の検討が主な議題になりますが、次期事業をより良いものにするため、皆様の忌憚のない御意見を参考にしながら進めていけたらと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、議事に入ります。

議事のうち令和4年度整備箇所および経過観察箇所の植生回復等の状況につきまして、事務局より説明をお願いします。

(森林計画課奥山班長)

森林計画課の奥山です。

よろしくお願いいたします。

それでは、整備後3年目の下層植生調査結果、令和4年度整備箇所及び経過観察箇所の状況を御説明します。

調査方法についてです。

事業規模に応じた数の5m四方の調査プロットを設定し、植生が地表を覆う割合、植被率を目視により調査します。

獣害や土壌侵食の有無なども併せて確認します。

植被率については、御覧のようなサンプルシート等を用いながらA、B、Cの3段階で評価します。

各整備地の総合評価については、参考例にあるように、複数の調査プロットの判定結果から最も多い評価を採用します。

それでは、本年度実施した整備後3年目の下層植生の発生・回復状況の調査結果から説明します。

調査結果の総括です。

お手元の資料は、1ページです。

令和4年度に整備した93箇所中、順調に回復と評価されたのは92箇所、今後、回復が見込めると評価されたものは、富士宮市で1箇所ありました。

現状では、回復が見込めないと評価された箇所はありませんでした。

時間の都合もごさいますので、各地域で代表的な箇所を抜粋し、順調に回復している事例について8箇所、今後、回復が見込めると判断した富士宮市の1箇所、計9箇所を説明いたします。

それでは、順調に回復している事例から報告します。

賀茂農林事務所管内の事例です。

資料は8ページから9ページです。

No.1、松崎町池代、整備者はチーム北見フォレストワーカーズです。

人工林再生整備で環境伐を17.76ha実施した現場です。

左側の写真は、着前着後の状況です。

伐採率40%で環境伐を行った結果、3年後の現在は、シロダモ等を中心とする広葉樹が発生しており、下層植生が順調に回復していることを確認しました。

続いて、東部農林事務所管内の事例です。

資料は18ページから19ページです。

No.22、裾野市深良、整備者は裾野市森林組合です。

人工林再生整備で環境伐を17.05ha実施した現場です。

左側の写真は着前着後の状況です。

伐採率35%で環境伐を行った結果、3年後の現在は、キリ等を中心とする広葉樹が発生して

おり、下層植生が順調に回復していることを確認しました。

本整備地では、列状伐採を中心とする環境伐を全域で実施したことで大きく光環境が改善されたため、すべての調査プロットで植被率が60%以上と顕著に回復が見られた事例となりました。

続いて、富士農林事務所管内の事例です。

資料は33ページから34ページです。

No. 38、富士宮市内房、整備者は株式会社フジタカの森です。

環境伐を7.03ha、倒木処理1.93haで計8.96ha実施した現場です。

写真は倒木処理の現場です。

雪害が原因で倒木化したスギ・ヒノキの片付けを行った結果、被害の拡大が防止され、3年後の現在は、多様な広葉樹が発生しており、下層植生が順調に回復していることを確認しました。

環境伐を実施した箇所でも順調に植生が回復しており、全ての調査プロットで植被率80%以上を確認しました。

続いて、中部農林事務所管内の事例です。

資料は37ページから38ページです。

No. 43、静岡市葵区足久保奥組、整備者は静岡市森林組合です。

環境伐を48.74ha実施した現場です。

左側の写真は着前着後の状況です。

伐採率40%で環境伐を行った結果、3年後の現在は、ヒサカキ等を中心とする広葉樹が発生しており、下層植生が回復していることを確認しました。

一方で、B評価が2箇所あり、一部の範囲では回復の遅れも確認されていることから、今後、必要に応じて森林所有者と整備者に定期的な見回りを促してまいります。

続いて、志太榛原農林事務所管内の事例です。

資料は49ページから50ページです。

No. 60、川根本町久野脇、整備者は株式会社ヤナザイです。

環境伐を22.44ha実施した現場です。

左側の写真は着前着後の状況です。

伐採率40%で環境伐を行った結果、3年後の現在は、写真のとおり広葉樹などが発生しており、下層植生が順調に回復していることを確認しました。

続いて、同じく志太榛原農林事務所管内の事例になります。

資料は55ページから56ページです。

No. 72、藤枝市岡部町入野、整備者はNPO 法人里山再生クラブです。

竹林整備を1.52ha 実施した現場です。

左側の写真は着前着後の状況です。

竹林を皆伐した結果、3年後の現在は、写真のとおり下層植生が順調に回復していることを確認しました。

整備者主体の整備後の維持管理によって、竹林の再発生は見られず、全てのプロットで植被率80%以上に回復しました。

続いて、中遠農林事務所管内の事例です。

資料は57ページから60ページです。

本事業は、大面積を複数地区に分けて実施していることから、その分資料を多く作成しております。

57ページは総括資料、58、59ページは位置図、60ページにはプロット写真を掲載しております。

No. 74、掛川市大和田、整備者は掛川市森林組合です。

人工林再生整備で環境伐を62.38ha 実施した現場です。

左側の写真は着前着後の状況です。

伐採率40%で環境伐を行った結果、3年後の現在は、アラカシ等を中心とする広葉樹が発生しており、全てのプロットで下層植生が順調に回復していることを確認しました。

続いて、西部農林事務所天竜農林局管内の事例です。

資料は67ページから68ページです。

No. 89、浜松市天竜区春野町胡桃平、整備者は春野森林組合です。

人工林再生整備で環境伐を41.40ha 実施した現場です。

こちらは、令和5年度に実施した評価委員会にて、現地を調査いただいた箇所です。

左側の写真は着前着後の状況です。

伐採率45%で環境伐を行った結果、3年後の現在は、サカキ等を中心とする広葉樹が発生しており、下層植生が順調に回復していることを確認しました。

続いて、今後、回復が見込める、B評価と判断した事例です。

資料は戻っていただき、31ページから32ページです。

No. 36、富士宮市猪之頭、整備者は富士森林組合です。

環境伐を24.46ha 実施した現場です。

左側の写真は着前着後の状況です。

伐採率35%で環境伐を行いましたが、本年度に実施した調査の結果、10プロット中9プロットでB評価という調査結果でした。

調査地の一部で表土の侵食が確認されており、約 1,000m の標高の影響も相まって回復が遅れております。

次に、経過観察箇所の回復状況について御説明いたします。

令和 3 年度整備箇所と令和 2 年度整備箇所の 2 通りあるので、分けて説明いたします。

まず令和 3 年度整備箇所について、昨年度の調査で B 以下と回復が見込めると評価した箇所について説明します。

調査結果の総括です。

昨年度に調査した令和 3 年度整備箇所 144 箇所のうち、今後、回復が見込めると判断した 6 箇所全てで、今年度の調査により回復を確認いたしましたので、そのうち 2 箇所を抽出して説明します。

加えて、昨年度時点で回復が見込めないと判断した 1 箇所については、令和 7 年度事業で追加整備を行ったので実施状況を報告します。

また、未調査の 2 箇所については、係争中もしくは災害による通行止めのため、引き続き調査を延期とします。

資料は 78 ページから 79 ページです。

No. 96、静岡市葵区横沢、整備者は萩原林業株式会社です。

環境伐を 9.24ha 実施した現場です。

左側の写真は着前着後の状況です。

伐採率 40%で環境伐を行った結果、主にシカの食害の影響で回復が遅れておりましたが、4 年後の現在は、シカの不嗜好性植物を中心とする植生が発生しており、下層植生が回復していることを確認しました。

続いて、資料は 86 ページから 87 ページです。

No. 101、浜松市天竜区佐久間町浦川、整備者は天竜森林組合です。

環境伐を 13.22ha 実施した現場です。

左側の写真は着前着後の状況です。

伐採率 45%で環境伐を行った結果、こちらも主にシカの食害の影響で回復が遅れておりましたが、4 年後の現在は、シキミなどシカの不嗜好性植物を中心とする植生が発生しており、下層植生が回復していることを確認しました。

続いて、回復が見込めないと判断し、令和 7 年度に追加整備を実施した事例です。

お手元に資料がないため、スライドを御覧ください。

令和 3 年度に南伊豆町市之瀬で竹林・広葉樹林 0.29ha を整備し、令和 6 年度に調査したと

ころ、竹林の皆伐を実施した箇所の回復状況は良好でしたが、広葉樹の整理伐を実施した箇所は、シカの食害がひどく、回復が確認できませんでした。

放置しても回復の見込みがないと判断し、令和7年度事業で獣害防護柵設置を主とする追加整備を実施することとし、先週、整備者が設置作業を行ったところです。

今後、経過を観察し、来年度および3年後の評価委員会の場での報告を予定しております。

最後に、令和2年度整備箇所について説明します。

調査結果の総括です。

資料は、2ページです。

一昨年に調査した令和2年度整備箇所174箇所のうち、昨年度の再調査でも基準に達しなかった7箇所について、本年度に調査を実施しましたが、いずれも回復が見られませんでした。

このため、この7箇所は令和8年度以降の事業で追加整備の対応を検討しておりますので、方針について説明します。

また、未調査の1箇所については、災害による通行止めのため、引き続き調査を延期とします。

回復が見込めないと判断した7箇所の一覧です。

梅ヶ島地区を中心とする中部農林事務所管内の4箇所については、主には光環境の悪化が植生回復の遅れの原因として考えられ、一部の事業地では、シカの食害も複合的に影響しております。

志太榛原農林事務所管内の3箇所については、主にはシカの食害や土壌侵食の影響を受けており、対策が必要です。

中部農林事務所管内、志太榛原農林事務所管内、それぞれ1箇所ずつ説明いたします。

まずは中部農林管内の事例です。

資料は91ページから92ページです。

No.103、静岡市葵区梅ヶ島、整備者は鈴木林業です。

環境伐を6.02ha実施した現場です。

左側の写真は着前着後の状況です。

伐採率40%で環境伐を行った結果、5年後に至る現在も、植生の回復は基準に達しませんでした。

主には光環境とシカの食害が要因として考えられ、特に光環境については、右側の写真のとおり、樹冠が既に閉塞しつつある状況です。

こちらが整備図面です。

施業地の上半分は北向き斜面ということもあり、特に光環境は悪く、回復状況も悪いです。下半分は、一部では植生の回復が見られるものの、光環境・シカの影響で回復が遅れております。

追加整備は、主に追加伐採を計画しておりますが、伐採率や伐採箇所など詳細については整備者と相談しながら検討を進め、令和8年度以降に実施していきたいと考えております。

続いて、志太榛原農林事務所管内の事例です。

資料は97ページから98ページです。

No. 106、島田市川根町笹間上、整備者は有限会社ヤナザイです。

環境伐を12.34ha実施した現場です。

左側の写真は着前着後の状況です。

伐採率40%で環境伐を行った結果、5年後現在も、植生の回復は基準に達しませんでした。主にシカの食害と土壌侵食が要因として考えられ、光環境は右の写真のとおり、依然として保たれている状況です。

こちらが整備図面です。

右側の第1施工地が、シカの食害などで特に回復が遅れております。

種子供給源となり得る広葉樹林と隣接している箇所があるため、適切にシカ対策等を行えば、植生回復が見込めるポイントがいくつか存在します。

それらポイントを中心としたシカ柵の設置による追加整備を現在検討中です。

7箇所いずれも、令和8年度以降に対応をし、実施状況や経過観察の状況については、評価委員会の場で随時報告していきたいと考えております。

調査結果のまとめです。

令和4年度に整備した92箇所、令和3年度に整備した6箇所で下層植生が回復していることを確認しました。

令和4年度整備箇所で、今後回復が見込めると評価した1箇所は、経過観察していきます。

令和3年度整備箇所で、今年度追加整備をした1箇所についても今後経過観察していきます。

令和2年度整備で回復が見込めないと評価した7箇所は、令和8年度以降に追加整備を実施し、経過観察してまいります。

以上となります。

(恒友委員長)

はい、ありがとうございます。

ただいま、令和4年度整備箇所及び経過観察箇所の下層植生の回復等の状況について説明いただきました。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見等はございますでしょうか。

はい、浅見委員お願いします。

(浅見委員)

御説明ありがとうございました。

おおよその傾向がよくわかりました。

いくつか質問があります。

まず1つ目、最後の方の令和2年度の回復が見込めない場所の説明のところ、まとめの資料に要因として、マトリックスの一覧表があったと思うのですが、説明の中では、シカ、それから光が主な要因とおっしゃっていましたが、まさしくその通りだと思っています。

一方で、この表の中に標高と書かれています。

毎年、繰り返し申し上げていますが、標高が高いからといって遷移が進まないわけではありません。

東北地方、北海道はそれで言うと何も生えないことになります。

にも関わらず、ここに標高に丸がつくと後々の統計処理のときに他の要因が効いているということになりますので、何度も繰り返し言いますが、調査の結果、シカと光が要因であるんだということであれば、全く私は違うと思うのですが、標高というところをしっかりと検討していただきたい。

これが入るとということ自体おかしいと思っています。

後の解析のときに狂ってきますので、こちらは必ず検討していただきたいと思います。

それから令和4年度の評価を聞いていますと、例えば裾野市の場合、あるいは竹林の場合であるとか、光環境の良いところでは一面に先駆性のものが生えてきているのがわかります。一方で、回復状況が良いというものは、ヒサカキや小さいシロダモでしょうか。

おそらく萌芽で出てきたのではないかというようなものしか映っていない箇所の報告がありました。

評価基準が20%ですので、萌芽で出てきた場合、伐った切り株から生えてきた場合は20%くらいになります。

おそらく、萌芽はシカが食べていて、株から次から次へ出てくる萌芽でようやく20%を保っているのではないかと思われます。

シカの影響をしっかりと見るということでしたら、例えば、シカの口が届かない2m以上の植生が、どの程度被覆したのかということも判定に加えていくことによって、今後10年先にしっかりと森の力が発揮できるような森に再生していくのかどうかということが評価できるのではないのでしょうか。

今のままですと、次から次へと出てくるものが食べられても、再生したことになってしまいますが...例えば、アセビやヒサカキからいくら枝が出てきたとしても、それは低木にしかならない。

だから、目指している針広混交林のような森の力を発揮できる森に戻るということにはならないので、そのシカの影響というものを評価できる形で続けていただければと思います。

以上です。

(森林計画課奥山班長)

はい、ありがとうございます。

まずは標高につきましては、今回の対策をするにあたって要因からは外しております。

第3期事業に向け、標高を植生の回復に影響を与える要因とするかどうかは今後検討していきたいと思っております。

次に、シカの食害について、いわゆるディアラインがあるかどうかについてですけれども、整備地自体にサンプルとなる植生がない場合は、その周辺も調査いたしまして、例えば、アオキなどの植生がそのディアラインよりも上にあるのか、下にはないのか等の状況について、シカの影響が強く出てくと思いますので、そのあたりも含めシカの食害の有無、食害がどのような影響を与えているのかを総合的に評価していきたいと考えております。

また、不嗜好性のアセビやシキミ等によって、下層が被覆していくことは、低木ではありませんけれども、遷移の初期段階として必要かと考えております。

そこについては、種の多様性も含めて、こういった形で下層植生を回復させていくのかは考えていきたいと考えております。

(恒友委員長)

浅見委員、いかがでしょうか。

(浅見委員)

下層植生で植被率をカバーするのか、それとも目指している針広混合林を形成する中高木を交えたものを目標とするのかということも含め、総合的に考えていただければと思います。

よろしく申し上げます。

(恒友委員長)

よろしいでしょうか。

かなり根本的な問題だと思います。

ここはしっかりと事務局の方で整理をしていただけたらと思います。

その他、ございますでしょうか。

(檜本委員長代理)

少し細かいところですが、41 ページのところです。

2 番の表を見ると、プロット毎の被覆率が 80%以上と非常によく回復している調査結果となっています。

写真を見ると 4 枚の写真がありまして、ここに被覆率 40%以上と書いてあります。

40%以上ですと確かに 80%も含まれますが、2 番の表との整合を取られた方が良いと思います。

整備者から提出があったものをチェックされていますでしょうか。

他のところを見ると、大体、2 番の表は植被率 40%から 60%と書いてあると、写真の方も 40%から 60%と数字が書いてあるのですけれども。

ここは、写真に 40%以上と書いてあって、2 番の表は全部 80%以上となっているため、このあたりの整合を取ることは大事かと思います。

もう 1 つ、57 ページです。

写真を見ますと、左上に整備前のものがあり、その下の整備後 3 年経った写真で下層植生が発達しているとあります。

一般的な人工林再生整備事業では、整備前は「下層植生が消滅しており」と書かれているのですが、左上の写真見ると、林床に伐採された下層植生が写っているように見えます。

この写真をもって「下層植生が消滅しており」と判断するのは正しく判断されていないように思われます。

そのような写真に見えませんか...

整備前は「下層植生が消滅しており」とされていても、本当に完全に消滅してるのかというのは、このような写真があると疑わしく思われます。

整備前に下層植生がたくさんあるわけではありませんが、こうした判断や書類作成にあたって、県の方から整備者の方に対して指導はあるのでしょうか。

(森林計画課橘川技監)

御質問ありがとうございます。

まず 1 点目の表について、こちらの記載ミスです。

申し訳ございません。

次はもう 1 点の着手前の写真で疑義があるというところです。

しっかり着手前の現地を確認させていただきまして、間違いはないかと思えますけれども、疑念を抱かないようにしっかりと管理していきます。

(檜本委員長代理)

浅見先生もおっしゃられたように針広混交林化を目指すとか、下層植生を回復させていくには、元々そこにあった植生は非常に重要です。

作業の効率化のために伐ることはあると思いますが、伐った後に下層植生は消滅した状態から始まりましたとすると、3年後の調査は何の結果なのかと思えますので、確認をお願いします。

(恒友委員長)

今のお話は、評価にあたって基礎となるところですので、このあたりは納得感のある説明資料は今後も欲しいなというところです。

事務局の課題として認識していただきたいと思えます。

次に御質問よろしいですか。

倉田委員どうぞ。

(倉田委員)

倉田です。

今、檜本先生がおっしゃっていました掛川森林組合は、以前も私が指摘した件になります。地権者が79人いて、飛び地であるのにも関わらず1つの報告書でまとめているのは雑ではないかと話したと思えます。

他のところでも同様の話をしたかもしれませんが、この報告書もそれに繋がるのかなと思えます。

そもそもの79名の地権者は、一番最初に補助金を申請する時だけ承諾をいただければ、その後10年については、口頭等で調査しますよと言えば、良いですよと誰かわかりませんが、79人のうち1名の代表の方が承諾すれば良いのか、それとも10年間ずっと79名が全ての書類に目を通して押印するシステムになっているのか、または承諾をいただくシステムになっているのかというところ、そのあたりも十把一絡ではありませんが、雑であると私は認識しています。

これをまとめた報告書の申請をOKにしてしまう部分じゃないかなと感じます。

ですので、質問としては、その79名については、一番最初の補助金の時だけ承諾いただければ、その後の10年に関しては一切出てこないのか、それとも例えば、その79人の中で何

名か御高齢で亡くなるというケースもあると思います。

しかしながら、基本的にこの森の力再生事業の補助金は10年間、整備後しっかりと管理しないと駄目ですよという責任のもとに補助金を交付していると思いますので、そのあたりも含めて、79名のうち例えば3名亡くなって、その後に御家族等に相続した上で、引き続き管理しますよとか、何かそのあたりが非常に...

この79人にこだわって申し訳ないのですが、少なくとも、このルールもしっかりと決めておかないと、今先生が御指摘されたような、なんといいましょうか...形だけ作れば良いというとおかしいのですが、報告書さえ出来上がってれば良いよってというような形では、やはり税金を使っている事業であり、事業を継続されるということなのでそのあたりの規則、ルールをしっかり決めておいた方が良いのではないかなと思います。

他には15人とかいらっしゃるんですけど、そのあたりは例えば地続きになっていて、1つのエリアになってるのでそれは致し方ないであるとか、ここに関して言えば、過去の申請ではありますけれども、飛び地をかなり強引に79名をまとめているものですから、そのあたり少し引かかっているのは確かなので、先ほど申し上げたように、補助金申請の段階で79名の承諾さえ得られれば、整備後10年は79名の承諾はいらないというような形になるのか、そのあたりの管理がどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

(森林計画課橘川技監)

御質問ありがとうございます。

この飛び地、整備地が離れているところにつきましては、前回も御指摘いただきました。飛び地である場合、一体性がある部分について申請を受け付けていくというように見直しの方を考えていきたいと思います。

もう1点について、多くの所有者の方がいて、その後10年間の確認はどうしているのかということですが、県と整備者、所有者の3者協定の中では、所有権の移転は売買を含めて禁止しているわけではございません。

そういった場合でも、前の所有者は、次の方に協定内容を引き継ぐとしておりますので、相続等で所有者が変わられても、10年の管理、見回りも含めて継続されるというふうにご考えております。

(倉田委員)

その確認をされてるってことですか。

所有者が変わった場合は、10年間は県の方でもこの補助金を出したところについては管理されているということでしょうか。

(森林計画課橘川技監)

もし変わった場合には、報告いただくこととしております。

あと一般的には、森林所有者の変更は所有権が変わった場合に所有者が市町に届け出る制度、林地台帳がございますので所有権の移転は確認できるかと思えます。

(倉田委員)

わかりました。

(恒友委員長)

はい、ありがとうございます。

倉田委員がおっしゃった通り、まずはベースには県民の税金があり、その正しい運用という意味では、今言った整備後の10年間の管理は、重要な観点になってくると思えます。

確認しているということではありますが、その管理が形骸化しないようにするためにはどうするのかというところは、しっかりこれからも考えてもらいたいと思います。

はい、木村委員お願いします。

(木村委員)

この資料を見ていて、整備前後と3年後を含め、写真4枚ぐらいでしか確認することができません。

今、1箇所ぐらいでしか追加写真が補足的に示されていないので、A判定で下層植生の回復が見込める箇所は良いと思いますが、例えば、B判定になったところに関しては、プロットが10箇所あたりすると他に写真を撮ってると思いますので、我々が現場に行けない代わりに、もう少し状況がわかるように写真だけでも載せてもらえると、今後、どんな対策が必要かがわかるのではないかと思います。

(森林計画課奥山班長)

ありがとうございます。

今後、特にB評価としました箇所については、写真を多く掲載しまして、わかりやすいように示していきたいと思えます。

(恒友委員長)

この件はですね、確か前年度でも同じような話がありました。

要するに画一的な説明資料ではなく、必要なときに必要な調査写真の枚数を増やす減らすなど、そのあたりは柔軟にやっていただいて、正しい評価ができる資料とするよう心がけていただけたらと思います。

その他よろしいでしょうか。
浅見委員お願いします。

(浅見委員)

前の資料を見ていまして、16 ページのところです。
常緑広葉樹林を何とかしようということで非常に稀な例、提案ですが、どうしてもこの広葉樹林を何とかしようという対策方法が私には理解できません。
といいますのは、常緑高木によって樹冠がうっ閉、下層植生が消滅、だから伐採した。出てきてるのはシロダモ等の常緑高木。
結局、当然のことながら、静岡ですと標高 800m 以下ですと照葉樹林が成立するわけですね。
だから、いくら伐ったところで下から照葉樹が出てくるのは当たり前で、ここで下層植生が出てきてないというのはシカ以外の何ものでもないとは私は考えています。
植物遷移を考えると上の常緑高木を伐ったところで、あと 10 年もすればまた照葉樹がいっぱい入ってくるということを、その生態的な基本知識があればこの発想にはならない。
それよりも、この場合はしっかりとシカ柵等をした方がよっぽど土壌流亡に対して対策の効果が高い。
そして、崖であれば崖に生えてくるシダ植物、ホソバカナワラビが出てくるでしょうし、あるいはジャノヒゲだとかが出てくるので、そういった生態的な知識もしっかりと踏まえた上で対策をどうしていく必要があるのかということを検討していただきたいと思います。

(森林計画課奥山班長)

はい、ありがとうございます。
伊豆半島の方では、特に常緑広葉樹が多いものですから、できるのであれば落葉樹種も入ってくればいいのかと担当としては考えているというところですけども、シカの食害が下層植生を消滅させているといったところは事実でありますので、シカの対策方法を今後考えていきたいと思っております。

(浅見委員)

はい。
伊豆市はシカが非常に多いです、一方で静岡県のセンターでは、シカ対策を非常に計画的にすごく効果があることをやっていますので十分に協力し合って、生体知見から進めていただければと思います。

(賀茂農林事務所大川農山村整備部長)

賀茂農林事務所からもよろしいでしょうか。

賀茂農林事務所の大川と申します。

まさに先生が懸念されている事項は、本当におっしゃる通りでして、今回報告させていただいた令和3年度整備箇所の回復が認められない箇所の南伊豆の市ノ瀬で、つい先日、シカ柵を設置させていただきました。

シカの食害がかなり影響しているということが顕著に現れている現場になりますので、その植生遷移について、ぜひ経過を観察させていただきまして、その対策を具体的に確立できればと考えています。

特に伊豆は、元々の山の地盤が岩盤ということもありまして、そこに落葉が溜まって、岩盤から1mぐらいで表土を形成してるところあるものですから、やはりその山の遷移は非常に重要なところだと思います。そのあたりも地域の状況を見定めながら、シカの影響と植生の状況を観察していきたいと思っておりますので、その成果について、今後、御報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

(恒友委員長)

よろしいでしょうか。

(浅見委員)

はい、来年度以降の報告を期待してます。

よろしくお願いします。

(恒友委員長)

今の先生の御意見は、非常に貴重な意見だと思います。

こういった意見は、この場限りにならないように次期以降の事業にしっかりと落とし込めるように考えていただきたいなと思います。

その他でいかがでしょうか。

増井委員どうぞ。

(増井委員)

増井です。

よろしくお願いします。

意見、感想としては、浅見委員が最初におっしゃられた通りになりますが、標高のところは重要な事項とお聞きし、標高の影響としては気温も低くて、下層植生の生長が遅いので、シカの食害等、その他の影響も複合的に関与してくると思いますので、標高に関してはしっかりと解析をしていただきたいと思います。

もう1点は、令和2年度に行った事業でNo. 103、植生の回復が見込めないのもう一度整備をするということで、整備5年後に開空度20%程度とされているところになりますが、この要因として、北向き斜面で、元々、光が入りにくかったとおっしゃられていました。今年度の整備後の結果を見てみると、再整備が必要なところはなく、順調もしくは回復が見込めるというところしかないのもう、このような令和2年度などのある意味うまくいかなかった事例があって、だんだんとブラッシュアップされてきているという理解でよろしいのかということ。

また、うまくいかなかったところを来年度から追加伐採を予定するということですが、今後も同じようなことが生じると見込まれる中で、次の整備というのは、また5年待つのか、それとも2年ぐらい経ったところで、このままだと、同じようなことが起こりそうなので、少し早めに追加整備していくのかということはいかがでしょうか。

(森林計画課橘川技監)

御質問ありがとうございます。

先ほど御報告したように、再整備が必要な箇所、追加整備予定の箇所が多くありましたけれども、追加で整備する事例は今まで非常に少なかったです。

私も記憶してる限りでは、第1期事業計画の始めの頃にいくつかあった程度です。

ここにきて今回数箇所再整備を計画しているのは、昨年度のシカの食害箇所を除き、我々にとっても経験のない取り組みですので、今回の追加整備の評価については、しっかりとしていきたいと考えております。

(増井委員)

皆様の税金が使われているということで、やはり評価のところでもうまくいかなかったところがあると税金納めている皆様もなかなか納得がいけないところがあると思いますので、今年度のように、うまくいくようになることを願っています。

(恒友委員長)

ありがとうございます。

八重樫委員、お願いします。

(八重樫委員)

獣害のことですけれども、私は掛川市の海側の方に住んでおります。

ここ3年ぐらいで、すごくシカが増えて、どちらかというと山というよりは平地で、海に近い方ですが、昔からとにかくシカを増えるよというのは聞いておりました。

今は、クマが話題になっていますけれども、シカの対策について、皆さんは動物の対策はなさっているのでしょうか。

森の力再生事業ということで植物的なものとは違うので、その環境とは別の視点の方とも連携していくことが必要ではないかなと思いました。

(森林計画課深江課長)

森林計画課長の深江と申します。

シカの対策でございますけれども、我々の所属ではありませんが、くらし・環境部の自然保護課がシカの対策を進めています。

くらし・環境部の自然保護課では、適切な密度となるよう捕獲を進めているところでございます。

一方で、経済産業部の中で食と農の推進課というところでは、農村分野が中心になりますけれども、農業被害を軽減するための対策をしています。

我々の森林・林業部局では、森林整備課を中心として、林業の方のシカの食害を対策しています。

絶対的なシカの頭数を管理しながら、シカがいても植生が回復できるという対策も含めて、シカの捕獲と対策の両面で事業を進めているところでございます。

(恒友委員長)

ありがとうございます。

増井委員、八重樫委員の御質問を聞いていて思ったのは、共通していまして、先ほどの繰り返しになりますけれども、この事業は県の税金が使われているということなので、より実効性の高い対策をもって推進していくことが必要だということ。

それから、この事業単体で県が動いてるわけではないというところで、他の政策とも横連携をしっかりとりまして、県全体で事業を推進することにより、効果的に進めていくことが重要なのかなと感じました。

その他よろしいでしょうか。

それでは、再整備を実施した令和3年度事業分の1箇所、再整備予定とした令和2年度事業の7箇所は適切に事業を執行の上、継続観察としてください。

また調査を延期した3箇所は、追跡調査をお願いいたします。

次に議事2に移りたいと思います。

検証・評価結果および提言案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

(産業政策課栗原主任)

事務局から検証・評価結果及び提言案について御説明いたします。

資料 2 を御準備ください。

1 の評価結果から、順番に御説明いたします。

括弧 1 は、新規の事業実施状況となります。

こちらの対象は、令和 6 年度に森の力再生事業を実施した 143 箇所、面積にして 1,333.3ha となります。

こちらにつきまして、第 2 回評価委員会及び現地調査にて、30 箇所を抽出して検証していただきました結果、特段の御意見や御指摘等がなかったことから、いずれも適正に執行されており、事業目的にかなう効果が期待できると評価しております。

括弧 2 は、整備が終わった森林の回復状況等となります。

こちらの対象は、令和 4 年度に事業を実施した 93 箇所、786.41ha 及び令和 3 年度に事業を実施した箇所のうち、経過を調査した 9 箇所、73.78ha、令和 2 年度に事業を実施した箇所のうち、経過を調査した 8 箇所、74.92ha となります。

こちらにつきましては、先ほど検証いただきまして、令和 4 年度分は 99%の箇所で下層植生が順調に回復していること、令和 3 年度の分につきましては、追加整備を実施し、経過観察を要するものが 1 箇所、令和 2 年度の分につきましては、追加整備を予定している箇所が 7 箇所あるものの、令和 3 年度の分のうち 6 箇所で下層植生の回復が確認されたことから、概ね計画どおりの効果が期待できると評価しております。

続きまして、2 の第 3 期事業の実施に向けての提言となります。

こちらは全部で 5 つございます。順に御説明いたします。

括弧 1 についてです。

こちらにつきましては、事業効果の適正な評価について、しっかりと評価、分析し、今後の荒廃森林の整備につながるよう努めていただきたい等の御意見をいただきました。

今後も効果的な森林整備を推進するため重要であるとの考えから、引き続き、本提言案として考えております。

括弧 2 についてです。

今年度の評価委員会にて各事業箇所の権利者等を御確認いただき、御意見をいただいたところです。

今後も事業を推進する上で重要な取組の 1 つと考えておりますので、引き続き、事業の適正

な運用の徹底を提言案として考えております。

括弧 3 についてです。

こちらにつきましては、令和 7 年度 1 月末時点で 4 件の事故が発生していること、また災害対応型の現地調査や評価委員会にて労働災害に関する御意見、御質問をいただいたことを踏まえまして、これまでの提言内容をベースに、事例周知等について少し深掘りした形で表現を変更した提言案とさせていただきます。

括弧 4 についてです。

こちらにつきましては、今年度も他の関連施策や市町との連携や民間との協働についても御意見をいただきました。

特に、環境譲与税を財源とした森林整備との連携について御意見をいただきましたので、昨年度に引き続き、本提言案で考えております。

括弧 5 についてです。

今年度も納税への理解を多くの県民の皆様にごいただく必要がある旨、御意見をいただいております。

第 3 期事業に入りましても、引き続き、情報発信を行っていく必要性がございますので、本提言を案として考えております。

以上で、検証・評価結果及び提言案の説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

(恒友委員長)

説明ありがとうございます。

それでは、資料 2 の検証・評価結果及び提言案の構成に沿って、事業の評価をしていただき、事業に対する提言をいただきたいと思っております。

まず 1 の括弧 1 です。

新規の事業実施状況について、令和 6 年度に実施した事業の評価結果は事業目的にかなう効果が期待できるとされておりますけれども、御意見等ございますでしょうか。

よろしいですかね。

(一同)

同意

(恒友委員長)

次に括弧 2 整備が終わった森林の回復状況等についてです。

令和 4 年度に実施しました事業等の評価結果につきまして、概ね計画通りの効果が期待できる事業であるとされています。

これも前回と同じような表現かと思えますけれども、御意見等がございますでしょうか。

(一同)

同意

(恒友委員長)

大丈夫でしょうか。

それでは次です。

第 3 期事業の実施に向けての提言について、ここで 5 つの論点で整理されてます。

順番に御意見をいただこうかと思えます。

最後に何かあればその時に質問をお受けする形で進めたいと思えます。

まず括弧 1 です。

事業効果の適正な評価に努めるとともに、これまでの知見を踏まえ、より効果的な森林整備に取り組んでください。

この項目について御意見等がございますでしょうか。

また何かありましたら後でも良いので、御意見をいただけたらと思えます。

括弧 2 です。

事業推進にあたっては、適正な運用の徹底を継続してください。

総合的な話になってくるので意見がなかなか出にくいかもしれませんが、何かありましたらお願いいたします。

括弧 3 です。

事業実施に係る技術力の向上や作業安全の確保に取り組むとともに労働災害の事例等を整備者にしっかりと周知するように努めてください。

労働災害等については、これまでも委員会の中でも何回か出てきたことだと思います。

特に御意見がないようでしたら、次に行きたいと思えます。

括弧 4 です。

事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施策・市町との連携や、民間との協働を継続し、優良事例の普及に努めてください。

よろしいでしょうか。

括弧 5 です。

納税への一層の理解促進を図るため、ソーシャルメディア等を活用して、事業の目的や効果について、正確かつ分かりやすい情報発信に努めてくださいということです。

はい、増井委員お願いします。

(増井委員)

伺いたいのですが、令和 4 年度まではソーシャルメディアの活用に加えて、将来を担う子供や若者に情報が伝わるようにと書いてありますが、それ以降、詳しい内容が削除されているのはどのような意図でしょうか。

(産業政策課栗原主任)

はい。

御質問ありがとうございます。

こちらのお手元の資料でございますけれども、令和 4 年度の整備につきましては、将来の子供や若者に情報が伝わるようにといったところが削除されるいろということで、こちらにつきましては、県民、多くの方に幅広く周知していく必要があるというところがございます。子供から御高齢の方までということを踏まえまして、ここで子供というところを出さずに令和 3 年度に文章の方は修正されたのかなと思われまして。

このあたりの議論につきまして、正直申し上げますと議事録等をまた拝見させていただいて、経緯がわかれば、後ほどお伝えできればと思います。

(増井委員)

わかりました。

対象としては変わらず、今後の納税者である未来世代から現在までの幅広くということによろしいでしょうか。

(産業政策課栗原主任)

はい。

(恒友委員長)

ありがとうございます。

令和 4 年度のときに委員を務めておりましたが、私も記憶が定かでないところがあります。提言書ということもあって、短めに集約された文章構成になってるということで、この部分だけ分量が多く、全体としてバランス悪かったのかなというところはあるかと思えます。

ただ、誰に向けて発信するのかという文言は、長い文章になっても良いのかなとお伺いして
思いました。

これは、事務局に今一度どのような経緯があったか確認いただいた上ではありますが、改め
て、文章に細かい情報を入れても良いと思っております。

もし入れられない場合には、今後、提言書の手交式があります。

そのときに、私委員長として、このあたりを詳しく経済産業部長にお伝えするというこ
ともあるかと思えます。

いずれにしましても、一旦事務局に預かってもらい、このあたりの対応を考えたいと思
います。

その他いかがでしょうか。

浅見委員、よろしく申し上げます。

(浅見委員)

1つ目の提言について、このように記載されてしまいますと、まさしくこの通りで何も言
うことはございませんとなってしまいますが、どうも伝えたいことがあまり具体的に書か
れていないかなと思えます。

例えば、事業効果の適正な評価に努めるとともに、獣害対策や目標植生に至る過程などにつ
いて十分に検討し、より効果的な森林整備に取り組んでくださいなどとしていただくと、
これまでに委員会での意見が反映されて良いのではないかなと思えます。

(産業政策課栗原主任)

御意見ありがとうございます。

こちらにつきまして、獣害対策等をこちらの提言部分に入れ込むことは評価委員会として
の御判断となります。文章の方は、先ほどいただいた御意見をベースに書き込みをしてい
きたいと思えますので、評価委員会の方で、一度御意見を取りまとめていただければと思
います。

(恒友委員長)

はい。

今、浅見先生のおっしゃったことはまさにおっしゃる通りだと思います。

先ほど申し上げましたが、提言は比較的短い文章で表現するというところに重きを置かれて
る部分ありますが、伝えなければいけない部分は提言に明文化しても良いかと、本当に重要
な事項は詳細に載せるということは重要なことだと思います。

その獣害対策等の文言については、委員長としてはぜひ入れたいと思えますけれども、どう

でしょうか。

このあたり他の委員の皆様、何か追加でありますでしょうか。

倉田委員どうぞ。

(倉田委員)

倉田です。

一覧表を見ますと平成 28 年、29 年の下の 2 段です。

平成 30 年以降は空欄になっていますが、浅見先生がおっしゃった部分について関連することが書かれています。

この部分をもう一度復活させるといいますか、とりまとめて、別項目にするのか、浅見先生がおっしゃられた文章の中に盛り込むのかわかりませんが、そのあたりを盛り込んで良いのではないのでしょうか。

また、その他に私の方で言いますと、平成 29 年の同提言では、治山事業、土砂移動の抑止等について書かれています。

やはり防災や雪の関係など、これから自然災害が生じてくると思いますので、そのあたりも盛り込みましたら良いのではないかなと思います。

(産業政策課栗原主任)

はい、御意見ありがとうございます。

今の御指摘の箇所といたしましては、少し見づらいのですが、A 3 番の左下にある項目で使用頻度の高い資材費の設定、下層植生の回復が見込めない箇所への対策の平成 28 年度、平成 29 年度の箇所ということでよろしかったでしょうか。

(倉田委員)

そうですが、この左の項目のその使用頻度の高い資材の基準等の設定とかっていう項目を追加するという意味ではないです。

2つの欄の文章を再利用といえますか、リメイクして活用できるのではないかとということです。

(産業政策課栗原主任)

御認識のイメージとしてはこちらの提言を活用して、括弧 1 の提言案に反映させるということでもよろしいでしょうか。

(倉田委員)

はい。

(産業政策課栗原主任)

ありがとうございます。

もう1点、先ほど治山事業の関係で御発言がありました...

(倉田委員)

そちらについては、その下の下層植生の回復が見込めない箇所への対策の項目の平成29年度提言の1番下の方に治山事業による土砂移動の抑止について書かれています。

やはり、災害のことも含めた内容を盛り込めたら良いかと思います。

(産業政策課栗原主任)

ありがとうございます。

(恒友委員長)

他の委員の方、いかがでしょうか。

このあたりについて何か御意見があればと思いますけれども。

(檜本委員)

はい。

提言書の内容については、いろいろな意見が出たのでそれらを含めて作っていくことで良いのかなと思います。

事業効果の適正な評価に努めるとともにという文言がここ4年ぐらい書かれていますけど、私の理解としては、これまでの議題1でお話したような整備3年後の調査ではなく、本当にこの事業の効果があつたのかっていうのをもう少し長期的に見ることが事業効果を適正に評価するということになるのかなと思っています。

そういった評価に努めるとともにというのが提言である場合、それに対してどのような取り組みを“これまでのではなくて”どのように考えてるかを少し教えていただければと思います。

(森林計画課橘川技監)

御質問ありがとうございます。

例えば、10年後どうだったか、それ以上を遡って確認して評価するという趣旨かと思いません。前回の評価委員会で報告させていただいたとおり、現在、森林・林業研究センターで実施しているモニタリング調査にて過去の整備箇所がどうだったかをまとめています

もう1点、最初の10年間につきましては、10年目にその振り返りということで整備箇所の所有者、整備者に対しアンケートで現状の様子を尋ねたことがございます。

第2期終了の10年の振り返りについては、来年度に行うことを検討をしているところでは

ございますが、整備3年後ではなく、5年なり10年後の評価について、整備者と所有者に
対しどのようにお願いしていくかというところは検討させていただければと思います。
整備者の方にも負担になるかもしれませんので、そこはデジタル技術等を使って対応でき
るかどうかも含めて、長期的なスパンの状況確認を検討させていただきたいと思います。

(檜本委員長代理)

ぜひ、よろしく申し上げます。

皆さん御存知だと思いますけど、森林の遷移等を3年ぐらいで評価するのは難しいこと
です。

この提言に書かれているものは、その効果が期待できる状況だったというのを我々確認し
ただけで、実際に効果が発揮できるようになっていますよというところは確認していない
ところです。

そのため、事業開始から20年間の取組評価をどこかでしっかりされることが大事かと思っ
ております。

(恒友委員長)

いろいろお話が出ていますけれども、提言として伝えなければいけないことについて、浅井
委員、それから倉田委員がおっしゃられた御意見あたりは提言に盛り込むようなにした方
か良いのかなと思っています。

また檜本先生がおっしゃったとおり、こちらは中長期的な事業の実効性、継続性といった類
で、先ほど形骸化といった話もありましたが、この事業が、より納税をしている県民のため
に資するものであること、その効果が今後も継続し、事業を推進していくことが、森の力再
生事業の根本にあるところだと思います。

ですので、どこまでに提言に落とし込めるかというところはありますが、今、委員の皆様が
おっしゃられた御意見を落とし込めるような提言として、大きな変更ではありませんが、マ
イナーチェンジしながら、今交わされた意見がニュアンスとして盛り込めるような提言に
もう一度練り直すことが必要になるかと思います。

残念ながら、本委員会後は、手交式となります。

その間に変更をさせてもらうこととなります。

事務局の方で対応してもらい、今一度委員の皆様には、委員会場ではありませんが御覧に
なっていたきたいと思います。

さらに、変更ということになれば、今後出てくる御意見や字句の訂正は、事務局の方で対応
いただくこととなりますが、その確認については、私委員長に一任させていただきたいと思

います。

その他、何か御意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(一同)

同意

(恒友委員長)

この場で提言書として完璧なところまでは、どうしても時間的な制約で持っていけない部分があります。

申し訳ありませんが、今出た意見を参考にしながら提言書の完成形まで持っていったと思います。

よろしいでしょうか。

(一同)

同意

(恒友委員長)

それでは、本日の議事はこれで終了します。

皆様には、議事の進行、提言の取りまとめに御協力いただきましてありがとうございます。

それでは、議事の進行を事務局の方にお返しいたします。

(産業政策課櫻井課長)

長時間にわたる御審議ありがとうございました。

4 その他で事務局から説明いたします。

今後のスケジュールについて説明いたします。

本日、取りまとめた検証・評価結果及び提言については、この後、調整させていただきまして、3月10日に恒友委員長と檜本委員長代理より、経済産業部長に手交いただく予定となっております。

御承知おきくださるようお願いいたします。

また、今年度の評価委員会につきましては、今回をもちまして最終となります。

最後に浅井農林水産統括部長から会議の総括をお願いいたします。

(浅井農林水産統括部長)

皆様、長時間の御審議ありがとうございました。

本日、事業の検証・評価ということで、一定の成果を認めつつも、委員の皆様の御意見を伺っておりますと、より一層の客観性、合理性の改善、検討が必要だというような御意見を頂戴したのかなと受け止めております。

対応については、今後しっかりと検討してまいりたいと思います。

委員の皆様からお話がありましたが、もりづくり県民税を御負担いただき実施している事業ということで、常に県民の視点が必要だということが皆様の御発言のベースにあったのかと思っております。

私の冒頭の挨拶でも、昨年に県民の皆様の御意見を伺うために取り組んだタウンミーティングやアンケートの実施についてお話をさせていただきました。

さらに、最後の次期事業の説明の際には、昨年にもどのような意見を県民の皆様から伺ったかを入れて欲しいと私の方からお願いして報告をさせていただきました。

それは、この事業を実施するにあたり、常に県民の皆様から御理解をいただきながら事業をやっていく、その視点がやはり重要だということで、我々もそれを肝に銘じて常に取り組んでいるところでございますけれども、このような場でもその思いを新たにすることで御報告させていただいたところでございます。

本日、委員の皆様からそういった視点で御意見をいただきましたので、これについても我々としてもしっかり受け止めてまいりたいと思っております。

今後、このようなことも踏まえ、評価委員会としての評価・提言書が取りまとめられますので、我々としてもその内容の一言一句をしっかり読み取って、今後の事業の改善対応に努め、そして、森の力の回復にしっかり繋がるように努めてまいりたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(産業政策課櫻井課長)

それでは、これもちまして、令和7年度第3回静岡県森の力再生事業評価委員会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。